

平成28年大川市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月2日(金)

開 会 午前9時30分～午前10時5分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 12番 植木 幸治

13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦 15番 佐藤 操

4. 欠席委員(1人)

10番 眞崎 直満

5. 付議議題

議案第30号 農地法第3条許可申請について

議案第31号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第32号 大川市農用地利用集積計画について

報告第14号 農地法第18条第6項通知について

報告第15号 農地改良届について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第9回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成28年第9回大川市農業委員会総会」を開会いたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第30号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第30号農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の1～2ページをご覧ください。1番は、譲渡人は弟であり、譲受人の兄へ。所有権移転贈与するものであります。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題ありません。また、耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて充たしており、問題ないと考えます。2番は、譲受人耕作地の隣接地を、所有権移転売買するものであります。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題ありません。また、耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて充たしており、問題ないと考えます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第30号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第31号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第31号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明い

たします。

議案書の3～4ページをご覧ください。1番は、現在、耕作放棄地であり、申出人は農業はしていない状態で、他の農地は貸してあります。今回のあっせんにより耕作放棄地は解消になります。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1番について、あっせん委員に、佐藤操委員、田中博文委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1番については、佐藤操委員、田中博文委員に決しました。

次に、議案第32号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第32号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案書の5～6ページをご覧ください。大川市長より平成28年8月25日付けで農地利利用集積計画の決定を求められています。所有権移転2件であります。1番は、買入協議で、譲渡所得について1,500万が特別控除され、所得税が軽減されます。反当り110万であります。2番は、反当り110万の売買です。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

挙手全員であります。

よって、1 番は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

ここで、2 番については、梅崎隆利委員に関連しているので退席をお願いします。

【 梅崎隆利委員が退席される。 】

それでは、2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番の農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

挙手全員であります。

よって、2 番は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

ここで、梅崎隆利委員は着席ください。【梅崎隆利委員着席される。】

以上で、議案第 3 2 号大川市農用地利用計画集積計画についての審議を終わりました。

次に、報告第 1 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第 1 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてご報告いたします。

議案書の 7 ページをご覧ください。

2 件の届出がっております。全部中間管理機構との合意解約で、解約理由は借り手の変更でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第 1 4 号を終わります。

次に、報告第 1 5 号農地改良届についてを議題といたします。

農地改良届の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第 1 5 号農地改良届についてご報告いたします。

議案書の 8 ページをご覧ください。

1 件の届出がっております。申請地は申請人の敷地内であり、野菜を栽培するため、造成高 2 5 cm で畑にするとのことです。以上です。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

皆さん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第 1 5 号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

8 番 古賀 林允 委員

9 番 龍 靖男 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。

以上で、第 9 回大川市農業委員会総会を閉会いたします。